

租税特別措置（租特）の問題点とは？

租特とは要するに政策税制だ。今日のような「一〇〇年に一度」の厳しい経済環境のなかでは、税制によって、インセンティブのある業界の肩を押しやるような政策を打ち出すことは不可欠。異常時こそ租特を政策減税として機能させるべきだ。

ただし、あくまで時限措置としてメリハリをきかせなければならぬ。ところが、天下り官僚が租特の維持とともに各業界団体の専務理事などに張り付いており、既得権益化して身動きが取れない状態になっている。これらが検証もされずに延々と残されているような事態は、見直さなければならぬ。

——研究開発費の優遇措置など、租特の恩恵を受けているのは大メーカー、いわゆる「経団連企業」ばかりだという批判もある。

そこが難しいところだ。最新の投資やビヘイビア（行動）を租特で優遇するという発想では、対象がどうしても少数に限られたり、体力のある大企業に偏ったりするものだ。

ただ一方で、新興ベンチャー企業なども税制に関する意見をもっと発信していくべき。そうすれば、大企業の要望ばかりが税制改正議論の流れになっっていくこともないだろう。



もりのぶ・しげき/1950年生まれ。京都大学法学部卒業後、旧大蔵省入省。東京税関長、財務省財務総合政策研究所所長などを経て2006年財務省を退官し、現職。法学博士（租税法）。

森信茂樹 ● 中央大学法科大学院教授 ジャハントックス・インスティテュート所長

問題だらけの税制改正のプロセス 専門家による徹底的な議論を！

日本の雇用の六割はサービス産業で持っているわけだから、彼らの声をもっと吸い上げていくことも必要だ。誰かの減税は誰かの増税だ。税制中立の原則に立てば、必ず損得が生じる。そうした損得論をどう乗り越えるかが税制改革の最大の課題だが、それこそが政治家の仕事といえる。

——諸外国にも租特のようなものはあるのか。

米国にも同様のものはある。ただし、「租税支出（tax expenditure）」と呼ばれるいて、文字どおり「減税」というかたちで歳出している」という考え方に立っている。だから予算書と同じように、国会で一つひとつ

効果と実績を見ながら審議している。——自民党政権下では、実質的な税制改正を決定する場合は自民党税制調査会で、ある意味、首相や財務相より強い権限を持っている。

それに対し、対抗勢力である民主党は、税制抜本改革案のなかで、政権を担った暁には与党内の税制調査会を廃止して、財務相の下に政治家をメンバーとする政府税制調査会を設置すると言っている。これも違う。政府税制調査会は財務相ではなく官邸の下に置き、政府に入る議員を中心に構成すべき。他方、税制の専門家だけで政府税制調査会にアドバイザーするコミッティをつくり、専門家グループが

選択肢を提示して、それを議員が選択していくのが望ましい。ただし、いいところ取りではなく「パッケージ」として選ぶ」という姿勢が大事だ。

現在の政府税制調査会の問題点は？

今の政府税制調査会は利害の調整の場にすぎない。マスコミの人もいれば、経団連も全銀協も消費者団体も入っていて、それぞれが利害を背負ってきている。政府税制調査会での議論では、「私は〇〇業界の代表という立場でお話しさせていただきますが……」と、皆が「立場」の話をしている。専門家が徹底的に「日本の税制のあるべき姿」を議論する場とはほど遠い。単なるガス抜き場だ。

税制改革の提案としては、英国で一九七八年に発表された「ミードレポート」という有名な報告書がある。そしてミードレポートから三〇年というところで、二〇〇八年には「マリーズレポート」というのが出た。最適課税論でノーベル賞を受賞した経済学者ジェームズ・マリーズ氏を中心に世界中の学者が集まり、「望ましい税制」を徹底的に議論し、提案している。それを世界中の財政学者が参考にしていく。

翻って日本の政府税制調査会をどうこの国の学者が見ているだろうか。そもそも英語版すら出ていない。価値がまったく違うのだ。